

15 客席

《基本的考え方》

高齢者、障害者等が、駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるよう配慮が必要となります。

【1】車椅子使用者用部分

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

（床面積の合計が 500 ㎡以上の建築物で、座席が床に固定されている場合）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分（床面積の合計が 500 ㎡以上の建築物で、座席が床に固定されている場合）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等
①設置数	●令第 15 条の基準に適合すること。	令第 15 条 次に掲げる場合の区分に応じ、定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。 ・座席の数が 400 以下の場合 2 ・座席の数が 400 を超える場合 当該座席の数に 200 分の 1 を乗じて得た数（端数切上）
②大きさ等	●奥行きを 135cm 以上、幅を 90cm 以上、床は平とすること。	令和 6 年国交省告示第 1073 号 ・幅は、90 cm 以上とすること。 ・奥行きは、135cm 以上とすること。 ・床は、平とすること。
③経路	●座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路の幅は、120cm 以上とすること。 ●座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路に高低差がある場合は、令第 11 条第 1 号並びに令第 19 条第 2 項第 4 号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。	令第 19 条第 2 項第 3 号イ 幅は、120cm 以上とすること。
		令第 11 条第 1 号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
		令第 19 条第 2 項第 4 号イ 幅は、階段に代わるものにあつては 120cm 以上、階段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。 令第 19 条第 2 項第 4 号ロ 勾配は、1/12 を超えないこと。 ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。

《解説》

- ①【設置数】床面積の合計が 500 ㎡以上の建築物、かつ、座席が床に固定されている場合の客席には、当該部分の総数に応じて車椅子使用者用部分（②【大きさ等】に適合する場所。以下、同じ。）を一定数以上設ける。なお、「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）をいう。
- ②【大きさ等】車椅子使用者が容易に停車できる大きさとする。
- ③【経路】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員 120cm 以上を確保し、段差がある場合は傾斜路を設ける。

《望ましい整備》

- ・客席から舞台までの経路に段が設けられている場合は、段差解消機や傾斜路の設置等を行う。
- ・乳幼児を連れた利用者や発達障害者等が、安心して観覧するために利用できる区画された部屋（センサリールーム等）を設ける。
- ・車椅子利用者用部分の中又は近くに、可動式の客席など、車椅子利用者以外の者（同伴者を含む）も利用できる客席を同数整備する。
- ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようはね上げ式とする。
- ・車椅子利用者用部分から車椅子利用者のサイトラインを確保する。
- ・IPC（国際パラリンピック委員会）が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に規定する、総客席数に対する下記（１）～（２）の比率以上の車椅子利用者用部分を整備する。（宿泊施設を除く大会会場施設（屋内）に限る。）

なお、多数の車椅子利用者が観覧する場合や同伴者と観覧する場合に対応できるよう、専用スペースと可動席スペースを組み合わせ、複数の位置から座席の選択が可能となるように設ける。

（１）オリンピック大会会場　：0.75％

（２）パラリンピック大会会場：1.0～1.2％

【2】車椅子使用者用部分

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

（床面積の合計が 500 ㎡未満の建築物、又は、座席が床に固定されていない場合）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分（床面積の合計が 500 ㎡未満の建築物、又は、座席が床に固定されていない場合）	—
①設置数	★車椅子使用者用部分を 1 以上設けること。	—
②大きさ等	★奥行きを 135cm 以上、幅を 90cm 以上、床は平とすること。	令和 6 年国交省告示第 1073 号 ・幅は、90cm 以上とすること。 ・奥行きは、135cm 以上とすること。 ・床は、平らとすること。
③経路	★座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路の幅は、120cm 以上とすること。 ★座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路に高低差がある場合は、令第 11 条第 1 号並びに令第 19 条第 2 項第 4 号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。	令第 19 条第 2 項第 3 号イ 幅は、120cm 以上とすること。
		令第 11 条第 1 号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 令第 19 条第 2 項第 4 号イ 幅は、階段に代わるものにあつては 120cm 以上、階段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。
		令第 19 条第 2 項第 4 号ロ 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。

《解説》

- ①【設置数】床面積の合計が 500 ㎡未満の建築物、又は、座席が床に固定されていない場合の客席には、車椅子使用者用部分を最低 1 以上設ける。なお、「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）をいう。「座席」とは、バリアフリー法では床に固定された椅子を有する席としているが、福祉のまちづくり条例では固定されていない席も「座席」として扱っている。
- ②【大きさ等】車椅子使用者が容易に停車できる大きさとする。
- ③【経路】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員 120cm 以上を確保し、段差がある場合は傾斜路を設ける。

《望ましい整備》

- ・客席から舞台までの経路に段が設けられている場合は、段差解消機や傾斜路の設置等を行う。
- ・乳幼児を連れた利用者や発達障害者等が、安心して観覧するために利用できる区画された部屋（センサリールーム等）を設ける。
- ・車椅子使用者用部分の中又は近くに、可動式の客席など、車椅子使用者以外の者（同伴者を含む）も利用できる客席を同数整備する。
- ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようはね上げ式とする。

- ・車椅子使用者用部分から車椅子使用者のサイトラインを確保する。
- ・IPC（国際パラリンピック委員会）が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に規定する、総客席数に対する下記（１）～（２）の比率以上の車椅子使用者用部分を整備する。（宿泊施設を除く大会会場施設（屋内）に限る。）

なお、多数の車椅子使用者が観覧する場合や同伴者と観覧する場合に対応できるよう、専用スペースと可動席スペースを組み合わせ、複数の位置から座席の選択が可能となるように設ける。

（１）オリンピック大会会場　：0.75％

（２）パラリンピック大会会場：1.0～1.2％

【1，2】共通 車椅子使用者用部分（努力基準）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分（全ての規模）	—
①設置数	☆次に掲げる場合の区別に応じ、定める数以上の車椅子使用者用部分を設けるよう努めること。 ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が100以下の場合には2以上 ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が200以下の場合には当該座席の総数に1/50を乗じて得た数（端数切上） ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が201以上の場合には当該座席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数（端数切上）	—
②大きさ等	☆奥行きを135cm以上、幅を90cm以上、床は平らとすること。	令和6年国交省告示第1073号 ・幅は、90cm以上とすること。 ・奥行きは、135cm以上とすること。 ・床は、平らとすること。
③経路	☆座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路の幅は、120cm以上とすること。 ☆座席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から車椅子使用者用部分までの経路に高低差がある場合は、令第11条第1号並びに令第19条第2項第4号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。	令第19条第2項第3号イ 幅は、120cm以上とすること。
		令第11条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
		令第19条第2項第4号イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
		令第19条第2項第4号ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。

《解説》

- ① 【設置数】客席の総数に応じて、車椅子使用者用の客席を一定数以上設けるよう努める。なお、「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）をいう。「座席」とは、バリアフリー法では床に固定された椅子を有する席としていますが、福祉のまちづくり条例では固定されていない席も「座席」として扱っている。
- ② 【大きさ等】車椅子使用者が容易に停車できる大きさとする。
- ③ 【経路】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員120cm以上を確保し、段差がある場合は傾斜路を設ける。

【3】難聴者用の装置

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分	—
①設置数	☆次に掲げる場合の区分に応じ、定める数以上の難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。 ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が200以下の場合には当該座席の総数に1/50を乗じて得た数（端数切上） ・客席に設ける座席（床に固定されていない場合を含む）の総数が201以上の場合には当該座席の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数（端数切上）	—

《解説》

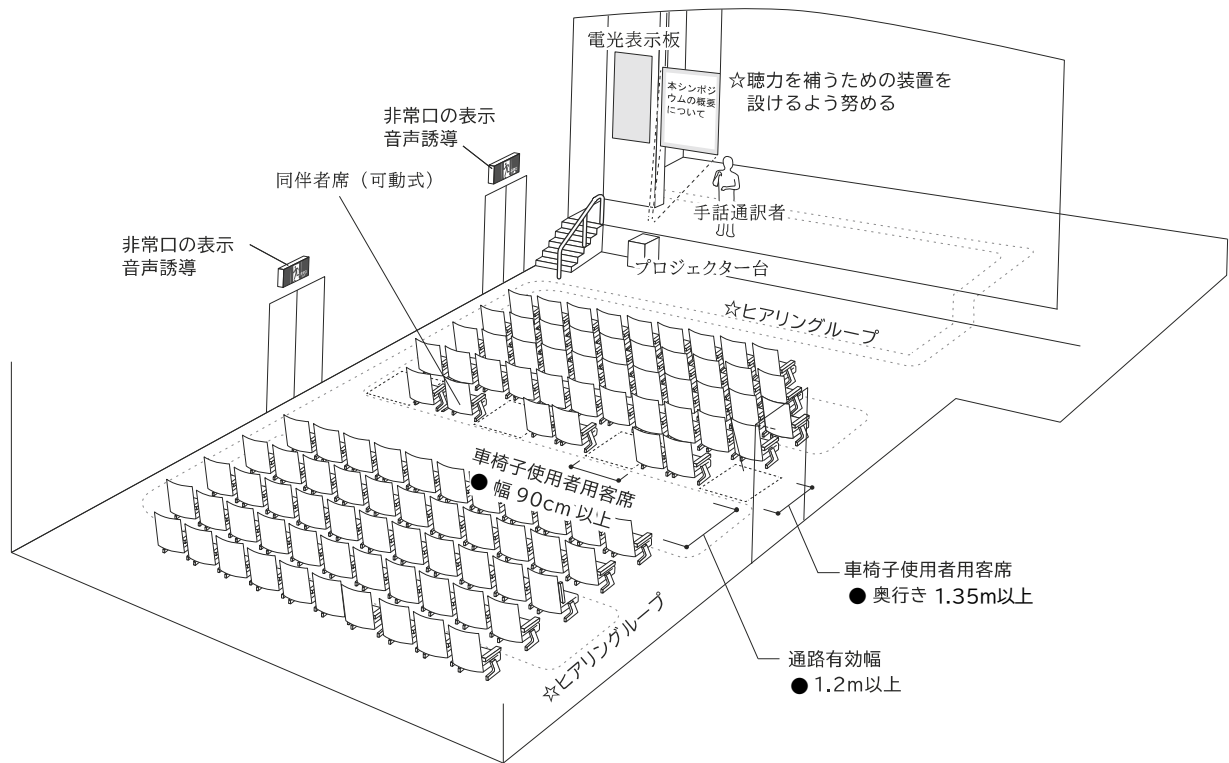
- ① 【設置数】観覧等や客席の選択のため、客席に設ける座席の総数に応じて、難聴者に対応した席を一定数以上及び「難聴者用の聴力を補うための装置」として、ヒアリンググループやFM補聴装置等を設けるよう努める。

《望ましい整備》

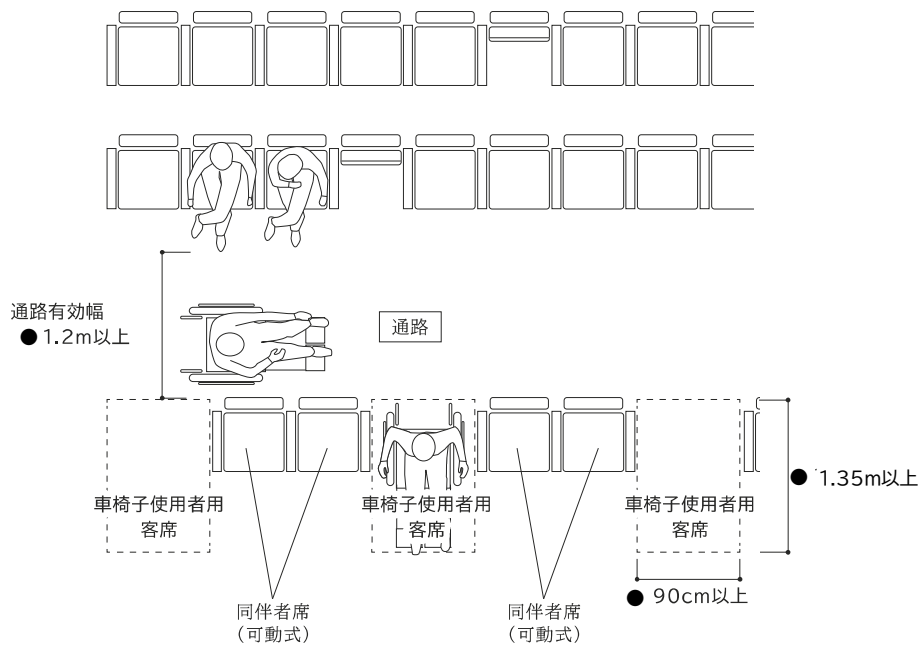
- ・聴覚障害のための手話もしくは文字情報装置を設ける。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

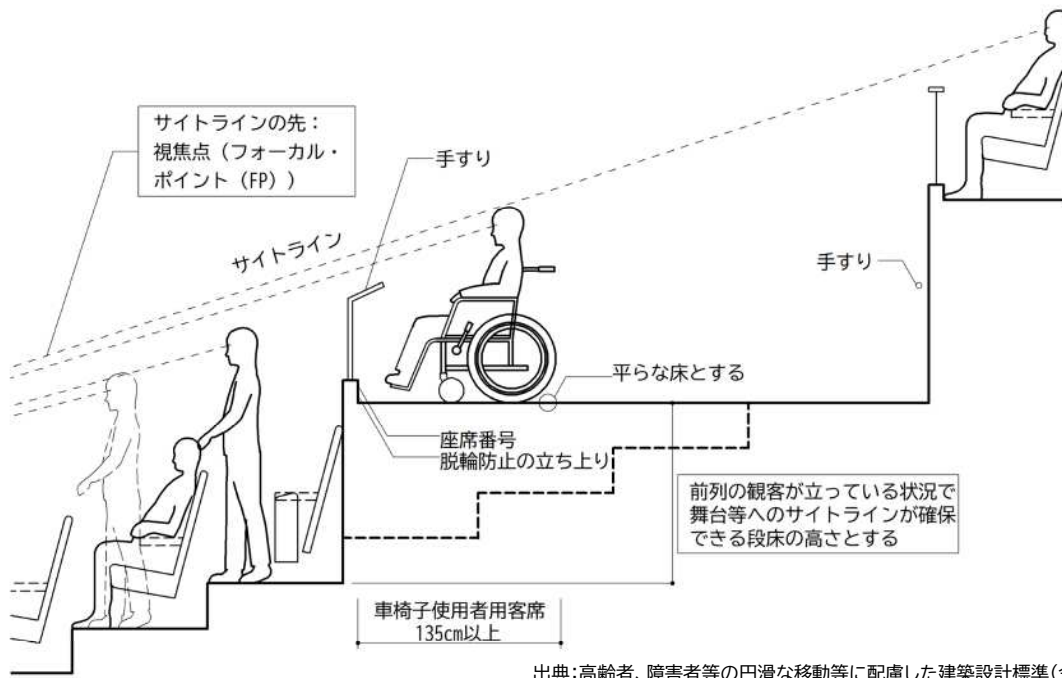
《客席の例》



《車椅子使用者用客席の広さ》

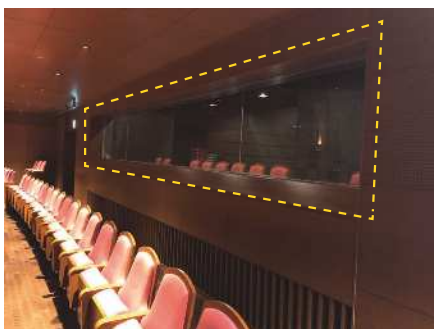
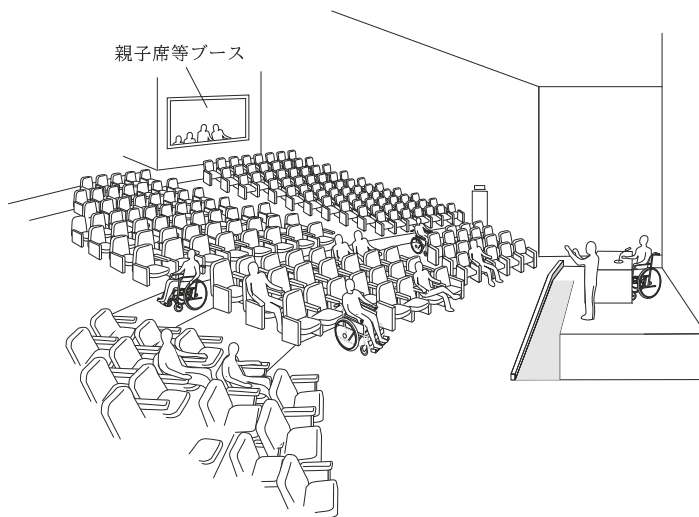


《サイトラインの確保》



出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）

《親子席等ブースの例》



▲ 客席から見た親子席等ブース



▲ 親子席等ブースから見た客席